

議案件名（令和 5 年第 1 回定例会）

予算案	28件（補正予算10件、当初予算18件）
条例案	14件（制定2件、一部改正11件、廃止1件）
一般議案	9件（財産の取得1件、工事請負契約1件、包括外部監査契約1件、議決事件の一部変更5件、市道路線の認定及び廃止1件）

計 51件

（ 予 算 案 ）

- 1 令和4年度千葉市一般会計補正予算（第8号）
- 2 令和4年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 3 令和4年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 4 令和4年度千葉市霊園事業特別会計補正予算（第2号）
- 5 令和4年度千葉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 令和4年度千葉市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 令和4年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 令和4年度千葉市動物公園事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 令和4年度千葉市病院事業会計補正予算（第2号）
- 10 令和4年度千葉市下水道事業会計補正予算（第5号）
- 11 令和5年度千葉市一般会計予算
- 12 令和5年度千葉市国民健康保険事業特別会計予算
- 13 令和5年度千葉市介護保険事業特別会計予算
- 14 令和5年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 15 令和5年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 16 令和5年度千葉市霊園事業特別会計予算
- 17 令和5年度千葉市農業集落排水事業特別会計予算
- 18 令和5年度千葉市競輪事業特別会計予算
- 19 令和5年度千葉市地方卸売市場事業特別会計予算
- 20 令和5年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計予算
- 21 令和5年度千葉市市街地再開発事業特別会計予算
- 22 令和5年度千葉市動物公園事業特別会計予算
- 23 令和5年度千葉市公共用地取得事業特別会計予算
- 24 令和5年度千葉市学校給食事業特別会計予算
- 25 令和5年度千葉市公債管理特別会計予算
- 26 令和5年度千葉市病院事業会計予算
- 27 令和5年度千葉市下水道事業会計予算
- 28 令和5年度千葉市水道事業会計予算

(条 例 案)

1 千葉市職員退職手当基金条例の制定について (総務局 総務部 給与課)

職員退職手当基金を設置する。

(1) 段階的な定年年齢の引上げに係る期間における退職手当の支給に必要な財源の平準化を図るため、基金を設置する。

<積み立てる額>

予算で定めるところによる。

(2) 施行期日 R5. 4. 1

2 千葉市国民健康保険条例の一部改正について

(保健福祉局 医療衛生部 健康保険課)

出産育児一時金の額を引き上げる。

(1) 健康保険法施行令の一部改正を踏まえ、出産育児一時金の基本額を引き上げる。

・ 出産育児一時金(基本額) 40.8万円 → 48.8万円

(加算額) 1.2万円(変更なし)

※改正後の支給総額(産科医療補償制度の加入分娩機関で分娩の場合)は、50万円

(2) 施行期日 R5. 4. 1

(3) 政令改正 R5. 4. 1施行

- 3 千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害児通所支援事業者等が障害児の安全を確保するための計画を策定することを義務付けるほか、所要の改正を行う。

(1) 主な改正内容(国基準と同様の改正)

ア 児童の安全の確保に関する計画について、指定障害児通所支援事業者等にその策定を義務付ける。

イ バス送迎に当たっての安全管理について、指定障害児通所支援事業者等にその徹底を義務付ける。

ウ 児童発達支援事業所等の職員について、保育所等の児童と児童発達支援事業所等の障害児を交流させる場合において障害児の支援に支障がない場合に限り、保育所等の児童への支援をすることができることとする。

(2) 施行期日 R5.4.1ほか

(3) 省令改正 R5.4.1ほか施行

4 千葉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
(消防局 総務部 総務課)

消防団員の種類を基本団員及び機能別団員とし、機能別団員の任用、報酬等について定める。

- (1) 消防団員が減少する中で大規模災害対応等への人材を確保するため、大規模災害発生時の対応等に特化した消防団員を機能別団員として位置付け、その任用、報酬等について定める。
- ア 任用
市長が定める資格を有する者の中から、消防団長が市長の承認を得て任用する。
- イ 報酬
- (ア) 年額報酬 12,000円
- (イ) 出動報酬 1日につき8,000円(災害の場合)(基本団員と同額)
- (2) 施行期日 R5.4.1

5 千葉市消防関係手数料条例の一部改正について (消防局 予防部 指導課)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴い、液化石油ガス販売事業の登録等に係る手数料を定める。

- (1) 地方分権一括法による法改正により、液化石油ガス販売事業の登録等に係る権限が県から移譲されることに伴い、当該登録等に係る手数料を定める。
- ・主な手数料(地方公共団体の手数料の標準に関する政令と同額)

区 分	金 額
液化石油ガス販売事業の登録	31,000円
保安機関の認定	34,000円+6,900円×(保安業務の数)
貯蔵施設等の設置の許可	21,000円×(貯蔵施設等の数)
充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可	28,000円×(充てん設備の数)

- (2) 施行期日 R5.4.1
- (3) 法改正 R5.4.1施行

6 子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

(こども未来局 こども未来部 こども企画課)

調剤に係る保護者負担額及び3人目以降の子等に係る保護者負担額を無料とするとともに、同一医療機関における通院等に係る保護者負担額の1月当たりの上限を定める。

- (1) 子育て世帯への支援の一層の充実を図るため、院外処方せんにより薬局で薬を受け取った場合の保護者負担額を無料とする。
- (2) 医療費の負担が大きくなる多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、3人目以降の子等に係る保護者負担額を無料とする。
- (3) 県が同一医療機関における通院及び入院に係る保護者負担額の1月当たりの上限を定めることに伴い、県と同様の1月当たりの上限を定める。

区 分	0歳から小学校3年生まで	小学校4年生から中学校3年生まで
入院(1人につき医療機関ごとに)	1日につき300円(11日目以降無料)	
通院(1人につき医療機関ごとに)	1回につき300円(6回目以降無料)	1回につき500円(6回目以降無料)

- (4) 施行期日 R5. 8. 1

7 千葉市保育所設置管理条例の一部改正について

(こども未来局 こども未来部 幼保支援課)

小倉台保育所及び小深保育所を廃止する。

- (1) 老朽化した小倉台保育所(S44.5竣工・木造平屋建)及び小深保育所(S48.3竣工・木造平屋建)を民設民営方式により設置運営することとし、その開園に合わせて廃止する。
- (2) 施行期日 R5. 4. 1

8 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
(こども未来局 こども未来部 幼保支援課)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、児童福祉施設等が児童の安全を確保するための計画を策定することを義務付けるほか、所要の改正を行う。

(1) 主な改正内容(国基準と同様の改正)

- ア 児童の安全の確保に関する計画について、児童福祉施設等にその策定を義務付ける。
- イ バス送迎に当たっての安全管理について、児童福祉施設等にその徹底を義務付ける。
- ウ 児童発達支援事業所等と併設する保育所等における入所者の居室、各施設特有の設備及び直接従事する職員について、利用児童の保育に支障のない場合に限り共用・兼務することができることとする。
- エ 業務継続計画の策定等並びに感染症及び食中毒の予防等について、次の事項を努力義務として定める。
 - (ア) 業務継続計画を策定し、及び周知し、並びに必要な研修及び訓練を定期的を実施すること。
 - (イ) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施すること。
- オ 乳児4人以上を入所させる保育所に限り、当分の間、看護師等を1人に限り保育士とみなすことができることとする経過措置について、乳児の在籍人数の要件を撤廃するとともに乳児の数が4人未満の保育所に係る看護師等による保育について保育士による支援を行う等の体制の確保を図ることとする。

(2) 改正する条例

千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例ほか5条例

(3) 施行期日 R5. 4. 1ほか

(4) 省令等改正 R5. 4. 1ほか施行

9 千葉県児童生徒性暴力等防止対策検討委員会設置条例の制定について
(教育委員会事務局 教育総務部 教育職員課)

児童生徒性暴力等防止対策検討委員会を設置する。

- (1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する実効性のある対策について調査審議を行うため、委員会を設置する。
・委員 5人以内(学識経験者等)
- (2) 施行期日 R5. 4. 1

10 千葉県公民館設置管理条例の一部改正について
(教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課)

こてはし台公民館の位置を変更する。

- (1) 老朽化による移転改築(花見川図書館との複合施設化)に伴い、その位置を変更する。
(変更前)花見川区横戸町861番地4
(変更後)花見川区こてはし台5丁目9番7号(現在の花見川図書館の所在地)
- ・施設の概要
 - ア 構造 鉄筋コンクリート造2階建
 - イ 面積 敷地面積約1,655㎡、延床面積約1,264㎡(公民館部分は、約498㎡)
 - ウ 施設 講堂、多目的室、講習室、会議室等
- (2) 施行期日 R5. 4. 21

11 千葉市立博物館設置条例の一部改正について

(教育委員会事務局 生涯学習部 文化財課)

博物館法の一部改正に伴い、規定の整備を図る。

- (1) 法改正に伴い、条例で引用する法律の条項ずれ等の規定の整備を図る。
- (2) 施行期日 R5.4.1
- (3) 法改正 R5.4.1施行

12 千葉市総合交通政策会議設置条例の廃止について(都市局 都市部 交通政策課)

総合交通政策会議を廃止する。

- (1) 千葉市総合交通政策の計画期間が終了したことにより所掌事務を終えたことから、会議を廃止する。
- (2) 施行期日 公布の日

13 千葉県市営住宅条例の一部改正について

(都市局 建築部 住宅整備課)

配偶者からの暴力を受けた被害者について、単身で入居することができる要件及び居住地に係る要件を緩和する。

- (1) 配偶者からの暴力を受けた被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、次のとおり市営住宅の入居要件を緩和する。
- ア 配偶者暴力相談支援センターによる保護又は一時保護を受けた者等に加え、婦人相談所による証明書が発行されている者等についても、単身で市営住宅に入居することができることとする。
 - イ 配偶者からの暴力を受けた被害者について、市内に住所又は勤務場所がなくても、市営住宅に入居することができることとする。
- (2) 施行期日 公布の日

14 千葉県建築関係手数料条例の一部改正について

(都市局 建築部 建築指導課)

建築基準法の一部改正に伴い、屋根等の断熱改修又は屋上への再生可能エネルギー利用設備の設置を行う場合における特例許可等の審査に係る手数料を定める。

- (1) 主な手数料の額

区 分		金 額
屋根等の断熱改修又は屋上への再生可能エネルギー利用設備の設置に係る特例許可に係る手数料	第一種低層住居専用地域等及び高度地区の高さ制限を超えることが構造上やむを得ない建築物に対する許可申請手数料	160,000円
	外壁の断熱改修等により容積率の制限を超えることが構造上やむを得ない建築物に対する許可申請手数料	160,000円
	外壁の断熱改修等により建ぺい率の制限を超えることが構造上やむを得ない建築物に対する許可申請手数料	33,000円
住宅や老人ホーム等の機械室等の容積率不算入に係る認定申請手数料		27,000円

- (2) 施行期日 R5.4.1
 (3) 法改正 R5.4.1施行

(一 般 議 案)

1 財産の取得について(千葉公園内の特定公園施設)

(都市局 公園緑地部 緑政課)

取得財産	千葉公園「賑わいエリア」「ドーム前広場」整備・運営事業で事業者が整備する特定公園施設
	(1)園路及び広場
	(2)修景施設
	(3)休養施設
	(4)便益施設
	(5)管理施設
所在地	中央区弁天3丁目地内
取得予定価額	674,300,000円

(1) 取得の相手方 大和リース株式会社千葉支店、株式会社拓匠開発、株式会社塚原緑地研究所、株式会社JPF、株式会社日比谷アメニス

(2) 取得財産の概要 公募設置管理制度(Park-PFI)により民間事業者が整備する特定公園施設

※公募設置管理制度(Park-PFI)

公園利用者の利便の向上及び公園管理者の財政負担の軽減のため、公募により選定した事業者が、飲食店、売店等の公募対象公園施設の設置と、特定公園施設である園路、広場等の整備・改修等(公募対象公園施設の収益を活用)を一体的に行う都市公園法に基づく制度

2 工事請負契約について(下田最終処分場浸出水処理施設建設工事)
(環境局 資源循環部 廃棄物施設整備課)

施 工 場 所	若葉区谷当町580番地1
工 事 概 要	(1)プラント設備工事一式 (2)敷地造成工事一式 (3)土木建築工事一式 (4)外構植栽工事一式
契 約 方 法	一般競争入札(総合評価落札方式)
契 約 金 額	2,679,560,400円
工 期	契約締結日から令和7年12月31日まで
請 負 者	水ingエンジニアリング株式会社首都圏支店

- (1) 下田最終処分場の浸出水を処理している施設が老朽化していることから、処理施設を更新する。
- (2) 年度計画
R4～7年度 設計・建設工事
(R7～22年度 運営・維持管理)

3 包括外部監査契約について (総務局 情報経営部 業務改革推進課)

契 約 の 目 的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
契 約 の 始 期	令和5年4月3日
契 約 金 額	17,462,000円を上限とする額
契 約 の 相 手 方	公認会計士 山崎 聡一郎

- (1) 契約の期間 R5.4.3～R6.3.31

4 議決事件の一部変更について(環境保健研究所整備工事に係る工事請負契約)
(保健福祉局 医療衛生部 医療政策課)

契約金額	変更前	2, 434, 080, 000円
	変更後	2, 531, 148, 400円

- (1) 議決年月日 R3. 9. 16
(2) 変更の理由
資材・労務単価等の変動に伴いインフレスライド条項を適用し、契約金額を変更する。

5 議決事件の一部変更について(幕張新都心廃棄物空気輸送システムごみ輸送管復旧業務に係る工事委託契約)
(環境局 資源循環部 廃棄物施設維持課)

委託金額	変更前	1, 271, 600, 000円
	変更後	1, 412, 264, 700円

- (1) 議決年月日 R3. 4. 23
(2) 変更の理由
ごみ輸送管復旧工事施工中に想定外の地下水や土砂が発生し、緊急的に止水対策を実施したことから、委託金額を変更する。

6 議決事件の一部変更について(新清掃工場建設工事に係る工事請負契約)
(環境局 資源循環部 廃棄物施設整備課)

契約金額	変更前	41,982,840,000円
	変更後	44,124,902,500円

- (1) 議決年月日 H31.3.6
- (2) 変更の理由
資材・労務単価等の変動に伴い全体スライド条項を適用し、契約金額を変更する。

7 議決事件の一部変更について(千葉都市モノレール施設(殿台変電所外)更新改良工事に係る工事委託契約)
(都市局 都市部 交通政策課)

委託金額	変更前	1,564,034,400円
	変更後	1,538,278,560円

- (1) 議決年月日 H30.9.19
- (2) 変更の理由
工事に要する金額が確定したため、委託金額を減額する。

8 議決事件の一部変更について(二級河川支川都川地盤改良工事(3-1)に係る工事請負契約) (建設局 下水道企画部 総合治水課)

契約金額	変更前	413,355,800円
	変更後	437,818,700円
工 期	変更前	契約締結日の翌日から280日間
	変更後	契約締結日の翌日から370日間

(1) 議決年月日 R4.6.24

R4.12.16(工期の変更)

(2) 変更の理由

ア 施工時における堤防部の強度不足が判明し、表層改良を行う必要が生じたことから、契約金額及び工期を変更する。

イ 資材単価の変動に伴い、単品スライド条項を適用し、契約金額を変更する。

9 市道路線の認定及び廃止について (建設局 土木部 路政課)

認 定	25路線
廃 止	1路線

(1) 市道路線の認定(都市計画法に基づく開発行為に伴うもの等)及び廃止